

令和8年度京都市クリーンセンター余剰電力売却入札に係る質問及び回答

No.	質問	回答
1	契約保証金について ・金融機関の保証等を選択した場合、事務処理に一か月程度お時間をいただくことは可能でしょうか。	納付期限については、入札公告に記載のとおりです。
2	・銀行保証での納付を考えておりますが発行に2週間ほどお時間いただくことは可能でしょうか。お時間いただくことが難しい場合、暫定的にメール等でPDFをお送りし後日原本を早急に郵送させていただくことは可能でしょうか。	納付期限については、入札公告に記載のとおりです。
3	発電側課金について ・落札者負担になるという認識でよろしいでしょうか。	落札者負担となります。
4	・例として電力量料金単価を10円、発電側課金相当額が0.4円であった場合、入札単価は9.6円で入札するという認識でよろしかったでしょうか。	そのとおりです。
5	・契約電力、割引区分と割引単価についてご教示いただきたい。	発電側課金対象電力について、南部クリーンセンター：2,459kW、東北部クリーンセンター：3,999kW、北部クリーンセンター：530kWです。割引区分について、3クリーンセンターともにA-2です。割引単価について、3クリーンセンターともに11.55円／kWです。
6	発受電計画について ・契約後、発電計画は、発注主様から弊社にご提出いただく認識でよろしいでしょうか。30分エクセルデータで週間、もしくは月間でご提出いただけますでしょうか。	30分エクセルデータで週間を提出します。
7	・直近1年間の30分ごとの売実績データをExcelにて提供いただきたい。	よくある質問及び回答に記載のとおり提供します。
8	・月間(月ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW)、年間(月ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW)でご提出いただくことは可能でしょうか。	提出不可です。
9	容量市場について ・容量市場に参入していますか。	参入していません。
10	想定外の工事等について ・万が一、計画外の工事等発生した場合においての工事費用は市が負担する認識で良いか。	現時点で落札者が費用を負担する工事の具体的な予定はありません。 託送供給契約に必要な一般送配電事業者による設備工事等については、本市負担です。ただし、本市との協議のうえで、落札者が独自に設置する通信装置等は、設置及び現状復旧も含め、落札者の負担となります。
11	・計画外でトラブル停止が発生した際などにはどのような連絡手段で通達いただけるのかお教示いただきたい。	電話またはメールにて連絡します。
12	その他について ・京都市クリーンセンター余剰電力売却の入札案件で公告が上がっております3工場すべての案件に参加する場合内封筒は3つ作成し、外封筒は1つという認識でよろしかったでしょうか。	そのとおりです。
13	・運用申合又は連絡体制表を締結することは可能でしょうか。	可能です。
14	・契約締結日の期日をご教示いただけますでしょうか。	令和8年3月31日です。
15	・「入札書と契約単価兼積算内訳書については、左上1箇所をホチキス止めのうえ、見開きに1箇所割印をすること」とあります、割印の箇所の指定はないという認識でよろしかったでしょうか。	割印の箇所の指定はありません。